

板橋区立上板橋小学校

危機管理マニュアル 【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、上板橋小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

【震災に伴う緊急措置】

I 地震と緊急措置の基準

1. 地震の場合

- ①板橋区で震度5弱以上の地震が発生した場合（ただし、震度4以下でも火災等の他の災害が併発した場合も含む）は、保護者による引き渡しを行う。
- ②東海地震等の「注意報」（事前に「予知情報」「警戒宣言」が発令される。）が発令された場合も引き渡しを行う。

近隣で事件、大規模な事故や火災が発生する等、児童に危険が及ぶ恐れがある場合は保護者への引き渡しや集団下校など、学校の判断で行う。

2. 引き渡しの場合

- (1) 校長の指示で学校全体で行動し、児童は学級ごとに避難場所で保護する。
- (2) 児童を**保護者等の引き取り**より下校をさせる。**(地震の場合は南門のみ)**
ただし、保護者の引き取り後も、学校に避難または待機していた方が安全と判断した場合は、親子での避難または待機を可能とする。(避難所として)
- (3) 避難場所は、第一次(学校)、第二次(東山公園)、第三次(都立城北公園)。
第二次または第三次避難場所に避難する場合は、連絡要員1名が学校に待機する。
- (4) 保護者等が引き取りに来た場合は、必ず担任と確認をする。
- (5) 保護者等の引き取りがない児童は、引き取りに来るまで学校で保護する。避難場所が学校の場合は、状況に応じて校庭や体育館、図工室・家庭科室などで待機する。
(校舎内に待機した場合は、正門を使用する。)

3. 集団下校の場合

- (1) 校長の指示で学校全体で行動する。
- (2) 児童を**緊急下校班による集団下校**をする。ただし、集団下校時に家庭に保護者等のいない児童については、学校待機とする。また、五組は引き取りになる。
- (3) 緊急下校班による集団下校時は、指定された通学路を通過して下校するので、お迎えに来られる保護者は、その通学路を通過して来させる。
- (4) 学校待機の児童については保護者等による引き取りになるが、状況の悪化が避けられるなど、安全が確保されると校長が判断した場合は集団下校とする。
(この場合は、留守家庭の児童も集団下校となる。)

II 学校からの連絡

1. 板橋区学校等緊急連絡メールの他に学校ホームページに掲示する。
URL (パソコン) <https://www.ita.ed.jp/swas/index.php?id=1310279>
電話がつながりにくくなることが予想されるので、
緊急時以外の電話使用は控えさせる。

III その他

1. 災害の状況によっては、荷物等を持たずに下校する場合がある。危険なので、教室等に荷物を取りに入らせない。
2. 災害時の対応について、家庭でも十分に話し合わせる。
3. 臨時休業の措置が出された場合は、外出を避けて自宅待機させる。
4. 避難所としての運営は、「上板橋小学校防災連絡会」が中心となっていく。
5. 災害の状況によっては、柔軟な対応が必要になる場合もある。

【地震発生時の対応】

地震の発生

緊急地震速報

落ちてこない 倒れてこない場所へ避難

教室内にいた場合	机の下に入り、机の脚を手でつかむ。
廊下や階段付近にいた場合	近くの教室に入り、教室内にいた場合の対応をする。
トイレ内にいた場合	窓から離れて、身を低くする。
体育館にいた場合	中央に集まり身を低くする。落下物から身を守る。
校庭にいた場合	中央に集まり身を低くする。

避難指示により校庭への避難（担任または指導教員）

授業中	クラスごとに担任または担当教員が誘導
休み時間中	・校庭の場合はそのままクラスごとに集合 ・校舎内の場合は、各階ごとに職員が誘導
清掃中	各階ごとに職員が誘導
クラブ・委員会活動中	活動場所ごとに担当教員が誘導

- ① 荷物は持たない。
- ② 防災ずきんをかぶる。（可能な範囲で）
- ③ 冬季は上着を着るなどの防寒対策をする。（可能な範囲で）

児童の安否確認

担任が出席簿等の名簿にチェックする。

災害時の緊急措置を行う基準に従って対応

- ① 引き渡しの場合は、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま。
- ② 引き渡しの際は、出席簿等の名簿に記録する。
- ③ 強い余震が起こる可能性があるため、しばらくは南門を使用する。
校舎内で待機できる様態になった場合は、正門を使用する。
- ④ 校舎内で待機できない場合は、防災備蓄倉庫のテントや毛布を使用する場合がある。

教育委員会（指導室）への連絡

3579-2643